

広島県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市七曲西城線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
神石郡神石高原町父木野 神石郡神石高原町父木野	二四五一番一 地先から 四七六番一 地先まで	一九〇〇〇	一九〇〇〇	一〇・〇〇〇 〇・〇〇〇	三七・二二〇	拡幅 県道小島荒谷 線と一部重複
		二七・五〇〇	二七・五〇〇			

一 道路の種類

県道

二 路線名

小島荒谷線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
神石郡神石高原町父木野 神石郡神石高原町桑木九四一番一 地先から 一四五一番一 地先まで	二四五一番一 地先から 一四五一番一 地先まで	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇 〇・〇〇〇	一、〇五〇・ 〇〇	拡幅 県道新市七曲 西城線と一部 重複 不用物件延長 四五・〇〇メ ートル
		一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇			